

事務連絡
令和2年9月30日

都道府県
各 指定都市 衛生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省医政局総務課

「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に
係る情報提供について

医療行政の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護基準の見直しにつきましては、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認しております。

これに関し、平成30年に成立した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の国会審議において、参議院厚生労働委員会で「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が可決されました。

このため、昨年度、一昨年度と同様に、「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（令和2年9月29日付け厚生労働省発社援0929第2号厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。）（別添）を发出しているところです。

併せて、厚生労働省社会・援護局から当局に対して次官通知の趣旨を各地方自治体関係部局に周知するよう依頼がありましたので、今回、次官通知を送付するとともに、貴部局において生活保護基準を参照する制度・事業を行っている場合については、次官通知を確認いただいた上で適切に御判断・御対応いただくよう、よろしく願いいたします。

（別添）生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（令和2年9月29日付け厚生労働省発社援0929第2号厚生労働事務次官通知）

（照会先）

医政局総務課企画法令係	03-5253-1111	内線 2519
社会・援護局保護課企画法令係	03-5253-1111	内線 2827

※内容に関するご照会は、社会・援護局保護課企画法令係へお願いします。